

地域再生計画の効果検証及び 企業版ふるさと納税の取組について

- (1) 地域再生計画について
- (2) 新座市の地域再生計画について
- (3) 企業版ふるさと納税について（制度概要・活用実績等）

(1) 地域再生計画とは

内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生2.0 地域再生 制度概要

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

○ 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援

○ 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱

○ 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能

○ 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



① 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（R6創設）

（注）デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）（R4創設）等を新たに位置付けたもの。

（注）R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。

② 企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）

③ 地域再生支援利子補給金（H20創設）

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正、R6改正）

⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）

⑥ 商店街活性化促進事業（H30創設）

⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）

⑧ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）

⑨ 地域住宅団地再生事業（R1創設、R6改正）

⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）

⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）

⑫ 補助対象施設の有効活用

（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設）

等



- 平成17年の法制定以降、9度の法改正（H19,20,24,26,27,28,30,R1,6）により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの地方創生の流れに呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進

(2) 新座市の地域再生計画について

- ・計画の名称 …「新座市まち・ひと・しごと創生推進計画」
※詳細は別紙資料11-2 ※第5次新座市総合計画前期基本計画を基に作成
- ・計画期間 …（当初）令和6年3月29日～令和7年3月31日
（変更後）令和7年3月31日～令和10年3月31日
- ・支援措置の名称
…まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
- ・支援措置を適用して行う事業
 - …新座市まち・ひと・しごと創生推進事業
 - ア みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち事業
 - イ 生きる力と生きがいを育むまち事業
 - ウ やすらぎと利便性が共存するまち事業
 - エ にぎわいと環境が調和するまち事業
 - オ 安全・安心を実感できるまち事業
 - カ 基本構想の推進のための事業
- ・事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
…第5次新座市総合計画前期基本計画位置付けたKPIと同じ。
- ・事業の評価の方法（PDCAサイクル）
…**新座市政策評価委員会による効果検証**を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。
検証後、速やかに本市WEBサイト上で結果を公表する。

具体的な事業としては、
第5次新座市総合計画
前期基本計画に
位置付けた事業が相当する。

⇒第5次新座市総合計画の外部評価を、効果検証と位置付ける。

(3) 企業版ふるさと納税について（制度概要・活用実績等）

内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生2.0 企業版ふるさと納税 制度概要

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長

制度のポイント

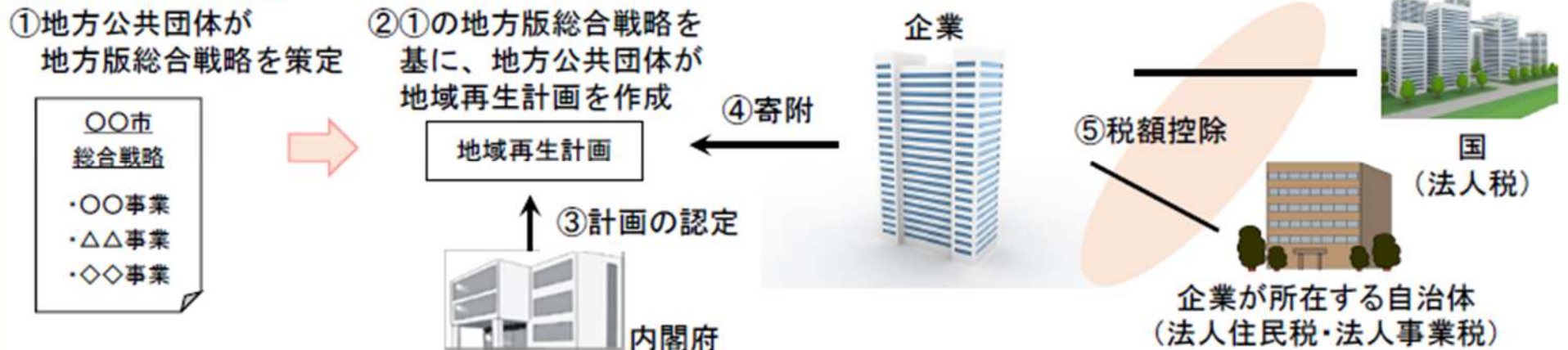
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。（Q&A等参照）
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,621市町村(令和7年9月5日時点)

(3) 企業版ふるさと納税について（制度概要・活用実績等）

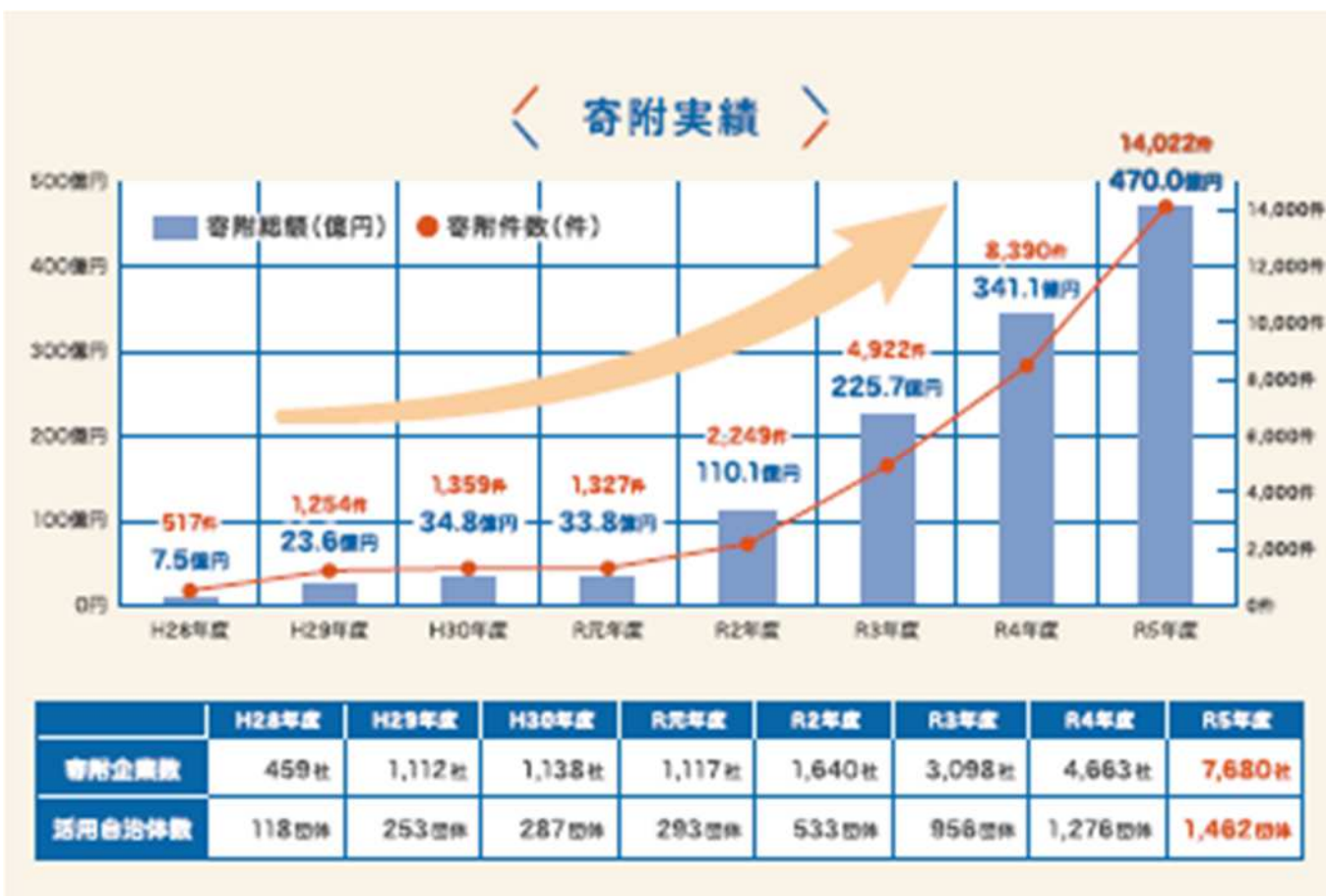
■寄附を募集している事業

新座市まち・ひと・しごと創生推進計画に位置付けた事業

■寄附の受け入れ実績

	令和6年度	令和7年度（8月時点）
件数	3件	4件
金額	1,200,000円	寄附企業の意向により非公表
事業	・小学校コンピュータ教育推進事業	・ゼロカーボン推進事業 ・中学校コンピュータ教育推進事業 ・福祉の里老人福祉センター運営管理

(3) 企業版ふるさと納税について（制度概要・活用実績等）



■令和5年度の全国状況

寄附件数・寄付金額の増
認定自治体の増

■令和6年度の新座の取組

マッチング支援業務委託による
企業へのアプローチ

【寄附実績】

R6：0件

（R7.9月時点：1件見込）